

三

沖繩ノ七個所ニ中局ヲ置キテ夫々前記大局ノ一ト交信可能ナラシメ、尙他ノ各府縣廳ニ小局ヲ置キテ前記大局又ハ中局ノ一ト交信可能ナラシムル如キ無線電信網ヲ構成スルコト

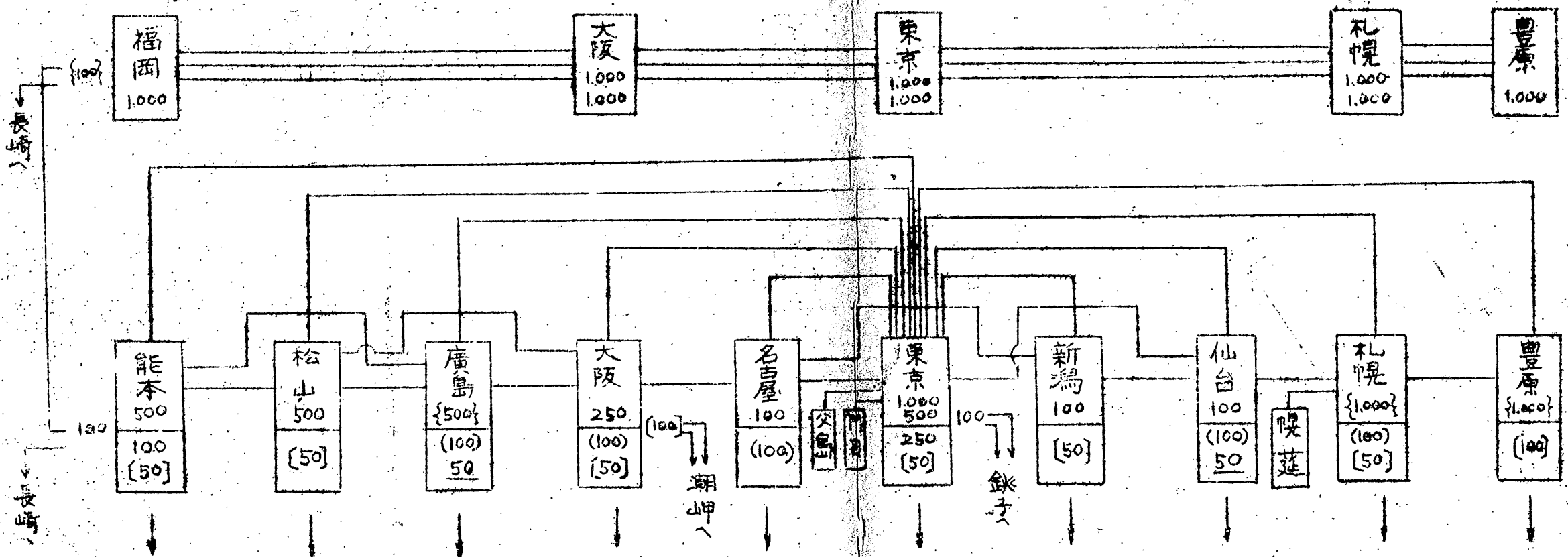
各府縣ニ一臺乃至五臺ノ移動用電線電話装置ヲ設ケテ夫々府縣廳トノ間ニ交信可能ナル如クスルコト

(基線連絡)

(幹線連絡)

(支線連絡)

日本電報通信株式會社電報系統圖



安分	宮崎	福岡	高知	徳島	下関	岡山	山口	徳島	松山	島根	鳥取	徳島	香取	千葉	茨城	水戸	前橋	東京	神奈川	新潟	長野	福井	山形	秋田	大津	青森	釧路	室蘭	函館		
佐賀	門司	小倉	新居	丸尾	足道	徳山	山口	今治	松江	島取	加吉川	奈良	津	高松	津	水戸	前橋	甲府	立川	上田	松本	長岡	高田	酒田	秋田	大津	福島	旭川	網走	釧路	函館
米	500	小倉	新居	丸尾	足道	徳山	山口	今治	松江	島取	加吉川	奈良	津	高松	津	水戸	前橋	甲府	立川	上田	松本	長岡	高田	酒田	秋田	大津	福島	旭川	網走	釧路	函館
米	500	小倉	新居	丸尾	足道	徳山	山口	今治	松江	島取	加吉川	奈良	津	高松	津	水戸	前橋	甲府	立川	上田	松本	長岡	高田	酒田	秋田	大津	福島	旭川	網走	釧路	函館

備考
 { 設機用
 () 設機用
 □ 設機用 (100級) × 500級設置後、他、移動機、新機設置
 () 設機用 (500級) — 新機設置

裏面白紙



第一 方針

海軍非常措置要綱ニ基テ電氣通信設備ノ整理ニ關スル件
(昭和十九年四月六日閣議決定)

本邦ニ於ケル電氣通信設備ノ整理ヲ行ヒ、要員、物資、資金ノ徹底的經濟化ヲ圖ルト共ニ、非常時ニ於ケル各應施設ノ綜合的利用ヲ可能ナラシメ、以テ戰時下國家ノ樞要通信施設特ニ國土防衛通信網ノ急速ナル完成ヲ期セントス

第二 要領

一 有線設備ノ統合整理ヲ行フ
各應有線設備ノ統合整理ニヨリ、主要物資ノ回收活用ヲ圖リ、以テ施設ノ強化、機能ノ向上ヲ期スルト共ニ、空襲其ノ他大災害ニ對應スル堅固ナル通信系統ヲ整備スル爲左ノ措置ヲ講ズ

(イ) 主要區間回線ノ統一收容

各廳電氣通信ノ主要區間回線ヲ通信院ニ一ブルニ統一收容ニ之ガ爲テ市外ノケーブル網建設工事ノ促進ヲ圖ル

(ロ) 短距離區間回線ノ線路統一

短距離區間ノ回線ハ原則トシテ通信院線路ニ統一ス

(ハ) 市外地線路ノ統一

市外地ニ於ケル通帯回線ハ原則トシテ通信院地下線路ニ統一ス

(ニ) 無線設備ヲ整備シ運用ヲ統制ス

非常災害時ニ於ケル無線通信機能ノ活用ヲ全カラシメ、以テ通信連絡ノ網際確保ヲ期スル爲、重要地ニ對シ短距離多重通信施設其ノ他非常用無線設備ノ擴充整備ヲ圖ルト共ニ無線通信ノ運用ヲ統制ス

(三) 非常時ニ於ケル施設ノ綜合的利用ヲ圖ル

空襲其ノ他非常事態ニ對應シ、各廳有無線通信施設ヲ綜合一体的ニ利用シ得ル如ク之ガ計畫並ニ施設ヲ爲ス

(四) 施設計畫ノ綜合調整ヲ強化ス

國家ノ樞要通信施設時ニ國土防衛通信網ノ最重點的整備ヲ行フ爲、各廳有無線通信施設計畫ノ綜合調整ヲ強化ス

(五) 施設ノ建設保守ヲ一元化ス

技術ノ統一向上及建設、復舊工事ノ迅速化並ニ要員、物資、資金ノ徹底的經濟化ヲ圖ル爲、各廳電氣通信施設ノ建設保守ハ原則トシテ之ヲ通信院ニ一元化ス

第三 措 置

(一) 本要領ノ實施ニ依リ回收シ得ル主要物資ハ國土防衛通信施設ノ整備ニ優先的ニ充當ス

(二) 本要領ニ依リ回線ヲ通信院ニ移管シタル場合ニ於テハ現在線路ノ有
スル綜合的且特殊の機能ヲ保持スルニ必要ナル通話回路ヲ當該廳ニ
專用セシムルモノトス

(三) 本要領ノ具體的實施方策ハ通信院ニ於テ關係各廳擔當官協議シテ之
ヲ策案スルモノトス

(四) 本要領實施ニ際シテ會計上必要ナル措置ヲ講ズルモノトス

備考

一、軍用電氣通信設備ニツイテハ其ノ特殊性ニ即應スル如ク特別ノ措置

ヲ講ズルモノトス

二、鐵道專用通信設備ニツイテハ其ノ特殊性ニ鑑ミ鐵道輸送ノ運営ニ支

障ナカラシムル様措置スルモノトス

三、運輸通信大臣通信施設整備ニ關スル年次又ハ臨時的ナル計畫ヲ定ム

ル場合警察通信施設ニ關スル事項ニ付テハ内務大臣ニ協議ノ上之ヲ

爲スモノトス

電氣通信設備ノ動員整備ニ關スル理由

戰局ノ緊迫ニ伴ヒ國土防衛態勢ヲ益々強化シ空襲等非常事態ニ際シ齊
整機敏ナル國家活動ヲ維持スル爲、國土防衛通信設備ノ完備ハ現下喫
緊ノ要務ナルトコロ、物資、勞力等ノ事情ニ制約セラレ未ダ之ガ要望
ヲ充足シ得ザル状態ナリ。然ルニ我國電氣通信施設ハ多數ノ管理主体
ニ分屬シ居リ、施設計畫ノ綜合調整ヲ欠キ重要資材、勞力ノ重複無駄
ヲ生ジ居ルノミナラズ、技術水準ヲ異ニセルモノアリ、又非常時ニ於
ケル施設ノ綜合的利用モ不可能ニシテ決戰下通信機能ノ總力發揮ヲ期
シ得ザル現状ナリ。

カカル實情ニ鑑ミ是等各種施設ノ綜合整理ヲ行ヒ、依ツテ生ズル物資、
勞力ヲ動員シ、以テ國家樞要通信施設特ニ國土防衛通信施設ノ急速ナ



決戦非常措置要項ニ基ク電氣通信設備ノ
勤員整備ニ關スル件申合事項

首照ノ件ニ關シ内務省關係事項ニ付テハ左記ノ通譯候乃至實施スルモノ
トス

記

- 一、第一方針中國土防衛通信網中ニハ警察、防空通信施設ヲ包含スルモノトス
 - 二、統合整理ヲ行フベキモノハ現在警察電話線ノ全部トス
 - 三、無線設備ノ整理ニ關シテハ從來ノ内務省警察専用無線施設計畫ノ漸旨ノ實現ニ努ムルモノトス
 - 四、無線設備ノ整備統制ハ現ニ警察ニ許容セラレアルモノ及之ト同性質ノモノノ將來ノ整備ニ支障ヲ與フルニアラザルモノトス
- (例ヘバ警視廳本廳ト移動自衛局トノ無線、水上警察署ト見張トノ無線ノ如キモノ)

警察通信施設ノ整備及運営ノ改善等ニ關スル事項ハ移管後ニ於テモ内務省及廳府縣ニ於テ計畫ヲ設定シ通信院ニ之ヲ提示スルモノトス

六 非常災害時又ハ障礙時ノ修理、應急復舊ハ警察通信ニ供與ノ回線ニ付テハ最優先的ニ取扱フモノトス

七 警察上ノ必要ニ基テ緊急ナル通信需要（警備、災害、廳舎ノ臨時移轉其ノ他ノ臨時緊急ナル通信需要ノ如キ）ニ付テハ緊急架設其ノ他必要ナル措置ヲ講ズルト共ニ事宜ニ依リテハ警察側ニ於テ臨時架設等ヲ行フコトアルモノトス

八 移管ニ依リ専用スル回線ニ付テハ警察業務ノ特殊性ニ應ジ必要ナル指令通信、同時通話、自動直結、寫眞電送其ノ他ノ特殊運用ニ支障ナカシムルモノトス

九 統合ニ伴フ専用料其ノ他ノ所要經費ハ現在ニ於ケル實質上ノ支辨經費トシテ之ガ決定並ニ變更ニ付テハ内務省ニ協議スルモノトス

一〇 前記五七八等ノ事項ノ實施ニ付必要ナル職員、資材等ハ依然之ヲ警察側ニ存置スベキモノトス

内務次官 印
通信院總裁 印

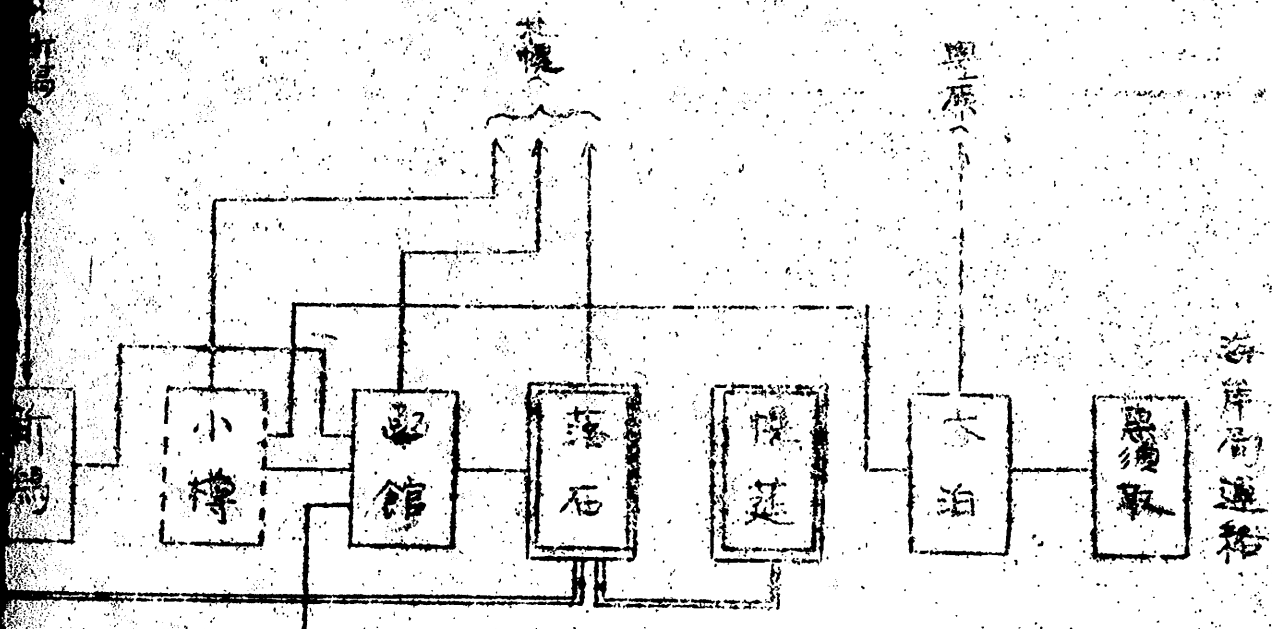
印

同報地原案

一〇ノW 理保

横谷 一 横谷 横谷 横谷 横谷

西層七向後



海岸向連絡